

## 九州大学共進化社会システムイノベーション施設における電気料取扱細則

平成27年度九大細則第16号

施行：平成28年 3月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学共進化社会システムイノベーション施設（以下「I S I棟」という。）において、九州大学共進化社会システムイノベーション施設規程（以下「規程」という。）第12条に基づき使用者が負担する電気料の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(I S I棟への電力供給)

第2条 I S I棟への電力は、電気事業者から送電される電力と、本学において実施するグリーンアジア国際戦略総合特区事業「スマート燃料電池社会実証サイト」（以下「実証サイト」という。）で発電する電力（以下「実証サイト電力」という。）を合わせて供給する。

2 電気事業者から送電される電力は、I S I棟に設置する計量器により計量する。

3 実証サイト電力は、実証サイトに設置する計量器により計量する。

(使用者が負担する電気料)

第3条 使用者が負担する電気料は、電気事業者からの送電に係る電気料及び実証サイト電力に係る電気料とする。

(電気事業者からの送電に係る電気料)

第4条 電気事業者からの送電に係る電気料は、電気事業者からの送電に係る電気使用量に、月ごとに決定する単価を乗じた額とする。

2 前項の電気使用量は、I S I棟内の各施設（以下「棟内施設」という。）に設置する計量器（以下「施設計量器」という。）で計量した電気使用量に、送電電力比率を乗じたものとする。

3 前項の送電電力比率は、当該月において、電気事業者から送電された電力量を、I S I棟内で使用した電力の総量で除して得た比率とする。

(実証サイト電力に係る電気料)

第5条 実証サイト電力に係る電気料は、実証サイト電力に係る電気使用量に、月ごとに決定する単価を乗じた額とする。

2 前項の電気使用量は、施設計量器で計量した電気使用量に、発電電力比率を乗じたものとする。

3 前項の発電電力比率は、当該月において、実証サイト電力量を、I S I棟内で使用した電力の総量で除して得た比率とする。

(電気料の単価)

第6条 第4条第1項及び前条第1項の単価は、1Kwあたりの電気料とし、同月の電気事業者からの請求額を当該月の電気事業者から送電された電力量で除した額とする。

(雑則)

第7条 第2条から前条の規定は、規程別表に定める施設以外の棟内施設等に係る電気料について準用する。

附 則

この細則は、平成28年3月31日から施行し、平成27年7月1日から適用する。